

保険法改正への対応について (保険WGにおける審議のための「たたき台」)

I. はじめに

金融審議会金融分科会第二部会・保険の基本問題に関するワーキング・グループ（以下、「保険WG」）においては、法務省法制審議会保険法部会（以下、「法制審議会」）において検討が進められている保険法改正に伴う保険業法の分野における対応について審議を行った。

（注）保険法（保険契約法）は法務省が所管する「商法」の一部として規定されており、保険契約の当事者間を規律する民事ルールとして位置付けられるのに対し、保険業法は保険業を行う者を監督するための監督法との位置づけ。

これまで、主な論点について、計4回にわたり審議を重ねてきたところであるが、現在、法制審議会において検討が進められている方向で保険法が改正された場合、保険業法の分野における対応にかかる各論点における基本的な考え方は、以下のように整理することとしてはどうか。

II. 各論点における基本的な考え方（たたき台）

保険WGにおける審議にあたっては、法制審議会における審議状況を踏まえつつ、事務局より、

- ①保険法が改正されるにあたり、保険業法等に基づく保険会社に対する規制・監督の在り方にどのような影響がありうるか。
- ②また、保険会社に対する規制・監督という観点からみて、今回の保険法改正に関する中間試案において示された様々な論点や選択肢についてどう評価するか。

という観点から、以下の8つの論点について取り上げた。

1. 「保険の意義」について

法制審議会においては、保険法の適用範囲を明確化し、大数の法則や収支相等原則等の保険法の各規定の前提となっている考え方を明らかにするために、「保険」の意義を定めることが検討されている。一方、現行の保険業法には「保険」の意義が定められていない。この点に関して、保険WGにおける審議では、

- 保険法において、きめ細やかな政策判断を求めることには無理があるので、「保険」の意義は解釈に委ねるべきである。
- 保険の意義に大数の法則や収支相等の原則を含めると、内容の悪い実質保険（保険を装った詐欺的商法等）について監視がきかなくなる一方、保険の意義を広く解すると、例えば、保険デリバティブのようなものが含まれた場合、これらについて保険会社しか販売できなくなるといった問題が生じてくるため、保険法で「保険の意義」を定めることについては慎重であるべき。

というように、「保険」の意義を定めることについて消極的な意見が大勢であった。このため、上記意見の中で指摘された「保険」の意義を定めた場合の問題点にかんがみれば、保険会社に対する規制・監督という観点からは、「保険」の意義を定めるべきではないと考えられるがどうか。

2. 「生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付」について

法制審議会においては、生命保険契約および傷害・疾病保険契約について、金銭以外の給付（以下、「現物給付」）を保険給付として定める契約も保険法の適用対象とすることの当否について検討している。

（例）以下のような現物給付が紹介されている。

- ・ 介護サービスの提供
- ・ 老人ホームへの入居権付与

保険契約者保護および保険会社に対する監督・規制という観点から、生命保険契約および傷害・疾病保険契約について現物給付を保険給付として定める契約も保険法の適用対象とすることについて検討が必要である。

仮に生命保険契約および傷害・疾病保険契約について、現物給付を保険給付として定める契約も保険法の適用対象とすることとなった場合、保険契約者保護および保険会社に対する監督・規制という観点から、現物給付は無条件に認められて良いか、あるいは、何らかの制限を加えるべきではないかといった点について検討が必要である。

（1）保険WGにおける意見

保険WGにおいては、以下のように、生保の現物給付に関して否定的な意見が大勢であった。

- ・ 先進諸外国の保険制度においては、生命保険での現物給付制度はほとんど導入されておらず、物価水準その他の経済情勢の変動リスクに曝される長期契約である生命保険については、現物給付は慎重に考えるべきではないか。
- ・ 現物給付を認めた場合、責任準備金やソルベンシー・マージン等への影響の観点からも慎重にすべきではないか。
- ・ 金銭的評価が可能であり、保険金受取と選択可能なものであっても、将来の予測可能性は極めて低く、適切なリスクヘッジを保険会社が行えないのではないか。
- ・ 現物給付は、都合の良い市場拡大、需要喚起の手段に利用される可能性が高く、慎重に対応すべき。
- ・ 現状でも老人ホーム等ではトラブルは多く、長期契約の生命保険では特に不安があるのではないか。

- 一定要件を満たした場合であっても、生保の現物給付は問題が多く認めるべきではない。また、傷害・疾病保険についても同様に認めるべきではない。

他方、生保の現物給付に対して肯定的な意見としては、例えば、

- 保険法において現物給付が認められた場合、保険業法において現物給付について限定すると、限定外のものが無規制となる場合があるのではないか。
- 保険法で現物給付を認めないと、無名契約となるのではないか。
- 消費者保護については商品審査で対応すべきであり、リスク管理等は態勢整備で確保すべきではないか。
- 価格変動リスクを保険契約者と保険会社のいずれが負担すべきかという問題については、現物価格が上振れた場合には保険会社が負担し、下振れた場合には選択性にするなどが考えられるのではないか。

などがあげられた。

(2) 更にご議論いただきたい事項

保険会社に対する規制・監督という観点から考えた場合、上記の意見を機械的に整理すると、おおむね以下のような分類できる。

- ① 保険法において現物給付を認めるべきではない。
(この場合、保険業法においても、当然、認められない)
- ② 保険業法の分野においては、仮に保険法において現物給付が認められた場合であっても、生命保険契約における保険給付として現物給付を認めない(現行規制を維持)。

(参考) 保険業法第2条

この法律において「保険業」とは、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業(次に掲げるものを除く。)をいう。

- ③ 保険法において一定の要件を満たした現物給付のみを認める。
(この場合、保険業法の分野においても一定の対応が必要か)
- ④ 保険業法の分野においては、保険法における現物給付の要件如何にかかわらず、生命保険契約における保険給付として、一定の要件を満たした現物

給付のみを保険業として認める。

- ⑤ 保険業法の分野においては、保険法で定められた生命保険契約における保険給付としての現物給付をそのまま保険業として認め、商品審査基準等の中で一定の要件を定める。

これまでの保険WGにおける議論や上記の整理を踏まえ、更にご議論いただきたい事項として以下があげられる。

- ア) これまでの議論の大勢として、新たに生保の現物給付を適用対象に追加することについては保険契約者保護及び監督・規制の観点からかえって問題が多く、保険法においてこれを認めるべきではないとの意見を法制審議会に伝えるということかどうか。

その前提として、無名契約の問題についてどう考えるか。現行商法に規定のない生保の現物給付について、保険法の適用対象とすることにより、保険法上のルールが適用されることになる一方、保険法上の典型契約とすることによるシグナル効果をどのように比較衡量すればよいか。

(注1) 先進諸外国の保険制度においては、生命保険での現物給付制度はほとんど導入されていない。

(注2) ここで、無名契約の問題とは、保険法において金銭を前提とした規定のままとしたとしても、現物給付を定める契約ができないことになるわけではなく、保険法において金銭の給付を前提とした規定としてしまうと、現物給付をする契約が直接の適用対象外となることをいうものとする。

- イ) 仮に保険法に現物給付が定められた場合、保険契約者保護等の観点から考えると、保険業法の分野において規制を加えるべき（上記②または④、⑤）と考えられるかどうか。

また、保険法に現物給付を認める場合、保険業法の分野で規制を検討する際にどのような問題が生じるのか。

例えば、保険業法で認める現物給付の範囲を保険法よりも限定する場合、いわゆる無規制契約（※）の問題についてどう考えるかということが指摘される。すなわち、その範囲が保険法よりも狭い場合、保険会社等により現物給付の保険商品が一般的に販売される場合の問題を生じにくくし得るが、保険法で生保の典型契約と位置づけられた現物給付を（従来どおり）保険会社以外の者が取り扱い得ることとなる。

他方、保険業法で認める範囲を保険法と同様に（広く）認めると、無規制契約が生じないが、保険会社等により一般的に販売する場合の問題が生じやすくなる。

（注1）ここで、現物給付に関する無規制契約の問題とは、保険法上は生命保険契約として適用対象に追加する現物給付（の全部又は一部）のうち、保険業法上は生命保険業として認められず、保険業法上の規制の対象から外れるものがあることを指すものとする。

（注2）なお、現行においても、保険業法の適用除外となっているものはある。

ウ）仮に、③～⑤のような一定の要件を充たした現物給付のみを認めるとした場合、例えば、一般的には以下(A～E)のような要件が考えられるが、保険契約者の保護から十分か、また、如何なる要件を加えるべきか。

エ）⑤の場合いわゆる無規制契約の問題が生じないが、契約者保護等の観点から慎重な検討を要すると考えられるのではないか。加えて、以下(A～E)の要件については、商品審査の実務上の対応が可能かどうか、さらに検討を要するのではないか。

現物給付についての一定の要件の例

(A) 金銭的評価可能性

生保商品として現物給付を金銭的評価することが不可能な場合、保険料、責任準備金の算定が困難となる。このため、金銭的評価が可能であるとする要件を課す。

(B) 保険金額相当性

生保商品として現物給付が一定の保険金額相当のものに限定されない場合には、責任準備金の算定が困難となるだけでなく、その現物の価格上昇によるリスクを生保会社が負担することになり、その健全性を確保する上で問題となる。このため、現物給付に際して、一定の保険金額相当性という要件を課す。

(C) 保険金の受取との選択制

生保商品として現物給付が保険金の受取と選択ができない場合には、保険契約者は、その現物の価格が下落によるリスクを負担しなければならない。このため、保険契約者保護のため、現物給付に際して、保険金の受取との選択可能という要件を課す。

(D) 汎用性、代替性

生保商品として現物給付が汎用性、代替性がない場合に、保険給付時にその現物を確保して給付することが困難となる可能性がある。このため、現物給付に際して、汎用性、代替性があることという要件を課す。

(E) 価格変動リスクの把握可能性

生保商品として現物給付にかかる長期的な価格変動リスクを把握できない場合には、保険料、責任準備金の算定が困難となる。このため、現物給付に際して、価格変動リスクの把握可能性があることという要件を課す。

- オ) なお、長期契約が多い生命保険の現物給付においては、価格変動リスク等に含まれるプレミアム分も保険料に上乘せされることとなりかねず、結果的に、契約者が入手する現物給付は割高となる可能性があることに留意が必要ではないか。
- カ) 定額給付方式の傷害・疾病保険契約における保険給付としての現物給付について、生命保険契約の場合と特段の差異を設ける理由も見当たらないので、生命保険契約の現物給付の場合と同様の取扱いと考えるがどうか
- キ) 保険業法の分野に定められた規制の影響が共済等の保険業法対象外の保険に及ばないことについてどう考えるか。(保険法における対応を求めるか。)

3. 「保険料積立金等の支払」について

法制審議会においては、保険期間満了前に生命保険契約が終了した場合の保険料積立金等の支払に関する一般的な規定を保険法に定めることを検討している。

【現行の保険業法上の規定】

(保険業法5条1項3、4号 100条の2、保険業法施行規則10条、11条、12条、53条1項3号)

- 保険料及び責任準備金の算出方法書に、いわゆる解約返戻金の計算方法の記載を要求し、かつ商品審査基準を定めて審査。
- 事業方法書等について、解約返戻金の開示方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること等を要求。
- いわゆる無解約返戻金型商品については、保険募集に際し、解約返戻金がないことを記載した書面を交付して説明を行うことを要求。

なお、解約返戻金について考える際には、消費者契約法9条1号（損害賠償額の予定又は違約金に対する制限を規定）の適用に関する議論に留意する必要がある。すなわち、本規定の適用がある場合には、解約返戻金の解約控除について、解約控除が解約により保険者に生ずる平均的な損害の額を超えないものであることが要求される。この場合、解約返戻金の解約控除が開示されないと消費者契約法9条1号に定める範囲内のものか否か判断が困難であるとの議論である。

(参考) 消費者契約法(抄)

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 (略)

また、解約以外の場合(保険者の破産、解散、免責、保険契約の無効等)の返戻金についてどのように考えるべきかについても問題となりうる。

(1) 保険WGにおける意見

保険WGにおいては、おおむね以下のような意見があった。

【保険料積立金にかかる保険業法の分野における整備】

- 今の施行規則ないし監督指針で書いてあるような非常に茫漠とした書き方ですべて規制しているのは、問題ではないか。
- 保険業法の分野できちんと解約返戻金の規定を置くのがよい。
- 保険業法の分野において、保険法よりもう少し制限してもよいのではないか。

【解約時の控除の対象について】

- 法務省の中間試案による効果は、計算の合わない解約返戻金であった場合に、返還を請求する法的根拠が明文化されたということ。
- 解約時にペナルティーを理由に控除することは望ましくないという基準を書くべきではないか。
- 保険会社が事業費と定めたら、すべて控除してしまっているのかという問題があるのではないか。例えば、ドイツの新法は完全に自由ではないという発想があるのではないか。

【無・低解約返戻金型保険商品について】

- 解約返戻金が低いという点について、当然、募集時に説明した上で販売しているが、完全に自己責任に任せるのではなく、監督法にしろ、保険契約法にしろ何か規制する必要があるのではないか。
- 無・低解約返戻金型商品のほか、金利変動により解約返戻金変動する保険商品に対して規制すべきではないか。
- 仮に無・低解約返戻金型商品を規制することも考えられるが、その場合は、無・低解約返戻金型商品の約款は無効になり現在の商品は無効な商品かということになってしまうのではないか。

【解約返戻金額等の開示】

- 契約の申込書面の中で解約返戻金額が明確に分かるような情報開示のルール整備を行うべきである。
- 早期に解約した時には新契約費だとされ、理由が十分に示されていないまま、かなりの部分が没収されることが問題ではないか。

- 早期解約控除分が、営業職員のインセンティブの料金（奨励金）であることを説明する必要はないのか。単に早期解約の場合は事業費を差し引くというだけでは説明したことにならないのではないか。
- 保険商品に係る収益率（利回り）を開示すべきではないか。
- 基礎書類が消費者に開示されていなければ、契約者は判断ができない状況にあるため、開示すべきではないか。

（２）法制審議会における整理

他方、法制審議会においては、消費者契約法施行による影響を加味した改正案が議論され、保険法において、次のような規律を設けることが検討されているところ。

①いわゆる保険料積立金

次に掲げる場合には、保険者は、保険契約者に対し、当該保険契約者から受領した保険料の総額のうち、予定死亡率、予定利率その他の生命保険契約において保険料の金額を算出する際に用いた計算の基礎により、当該生命保険契約の終了の時に当該生命保険契約に基づく将来における保険者の債務の履行に備えるために積み立てていた金額に相当する金額を支払わなければならないものとする。

②いわゆる解約返戻金

次に掲げる場合には、保険者は、保険契約者に対し、①により支払うべき金額のうち、当該生命保険契約と同一の計算の基礎を用いて保険料の金額を算出している他の生命保険契約に基づく将来における保険者の債務の履行に備えるために必要な金額として当該計算の基礎により算出される金額を超える部分に相当する金額を支払わなければならないものとする。

(3) 更にご議論いただきたい事項

解約返戻金の計算は、

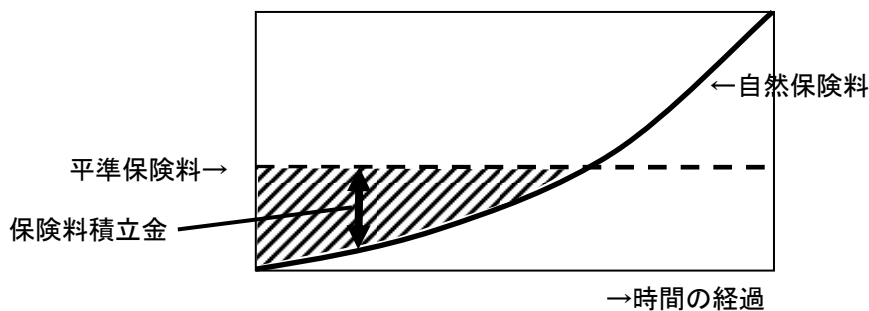
(①責任準備金額(契約者価額)－②解約控除額－③解約返戻金削減額)によって計算されている。

(注) ③の解約返戻金削減額(仮称)とは、無・低解約返戻金型保険商品等の解約時に、従来の解約控除以外に、保険料計算基礎に基づき、契約者価額から減額される金額として、本資料では記載した。

保険WGでの意見等を踏まえて、保険料積立金等の支払にかかる項目について、上記の解約返戻金の計算の①～③については1)～3)、これ以外は4)のように整理することとしてはどうか。

1) 保険料積立金にかかる保険業法の分野における整備について

- 保険料積立金は契約者価額である責任準備金に相当する。すなわち、時間の経過とともに保険事故発生率が右肩上がりとなる保険商品について、平準保険料と自然保険料との差額に基づき保険料積立金としていく(下図)。



- 保険料積立金額の合理性・妥当性・公平性は、保険事故発生率に依存することになる。保険事故発生率の合理性・妥当性について、現在は商品審査の際、「合理的かつ妥当」(保険業法5条1項4号イ、監督指針IV-5-1(3))で、「不当に差別的でない」(保険業法5条4号ロ)ことを審査するという商品審査基準が定められている。また、規則12条1号には「契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと」と定められている。

- 商品審査基準は定性的な基準ではあるものの、保険料積立金額の合理性・妥当性・公平性をすでにルール化している。また、保険商品が多様化・複雑化する中で、すべてのルールを定量的に記載することは困難であることから、新たな監督上のルール整備の手当てが必要とまでは言えないのではないか。

2) 解約時の控除の対象について

- 解約控除（②）は、実務上は新契約費用の回収であり、「未回収となった予定新契約費」があげられている。

（注）「未回収となった予定新契約費」は、保険契約時に係る予定費用の回収であり、これには、いわゆるペナルティーは含まれていないとされている。
- 法制審議会においては、解約時に控除できる対象は、保険料計算基礎に基づいたものに限る方向で検討が進められているところ。
- 他方で、保険監督上においては、従来から保険料計算基礎に基づく予定新契約費と解約時に適用する解約控除額との比率等のチェックを商品申請時に行っている。
- 予定新契約費を含む予定事業費については、経営効率化等による保険料引下げ等を促進させるため、平成18年4月より、上記の解約控除にかかる比率等のチェックを継続しつつ、事業費データのモニタリング制度を導入している。
- 事業費モニタリングでは、予定事業費の合理性、妥当性等のチェックを行っている。
- したがって、法制審議会の議論が進められた場合でも、現行の監督を踏まえて、新たな監督上のルール整備などの手当てが必ずしも必要とは言えないのではないか。
- 他方で、保険法の新たな規律を受けて、現行の監督を踏まえた規律の明確化の観点から、いわゆるペナルティーは含まれないという趣旨で、例えば、「保険料計算基礎に基づく予定新契約費の未回収部分に限り解約控除の対象とすること」などを、商品審査基準に盛り込んでどうか。

3) 無・低解約返戻金型保険商品について

- 解約した契約者の契約者価額の全部または一部を削減して解約返戻金を支払うこととし、削減した金額を保険料に割り振ることで、保険料を低廉にする商品が、無・低解約返戻金型保険商品である。
- このような保険商品の場合、通常商品に比べ、解約返戻金が削減されることに伴い、保険料の引下げが行われ、基本的に保険数理において均衡するとされている。
- こうした仕組みを利用して保険料を計算していることから、保険料の合理性・妥当性は予定解約率に依存する。予定解約率は保険商品によって様々であり一律とはならない性質のものである。ただし、予定解約率は保険料算出のための係数であることから、「保険料（中略）の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること」という商品審査基準（保険業法5条1項4号イ）に基づき審査されている。
- また、「予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。」という商品審査基準（監督指針Ⅳ－5－1(3)）も設けられている。
- なお、各保険商品の貯蓄性・保障性に着目して類型化し、それぞれの基準を定めるという考え方もあるが、保険商品には貯蓄性と保障性を併せ持つ商品もあることから、具体的な基準を設けることは困難ではないか。
- 以上から、無・低解約返戻金型保険商品の当否について議論があるものの、新たな監督上のルール整備などの手当ては困難ではないか。また、いずれにしても専門的・実務的見地からの検討も必要ではないか。

4) 解約返戻金額等の開示について

- 解約返戻金については、「契約概要」として「解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項」を、「注意喚起情報」として「解約と解約返戻金の有無」を、それぞれ重要な事項として告げる必要があることを保険会社向けの総合的な監督指針に明確化（18年4月実施）している。
- また、法100条の2に基づく規則53条1項3号において、無解約返戻金型保険商品については書面の交付により解約返戻金がないことにかかる重要事項説明義務が課されている。一方、監督指針では低解約返戻金型保険商品やMVAを利用した保険商品等にかかる同様の説明を求めている。

(注) MVA(Market Value Adjustment、市場価格調整)とは、契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動額を解約返戻金に反映させる仕組み

- これに基づいて、保険会社は解約返戻金の有無を重要事項説明書に記載して契約者に説明を行っているものの、解約返戻金額の記載まで求めたものとはなっていない。
- また、保険証券に解約返戻金額が記載されているが、保険証券の交付時期は契約締結後である。したがって、契約締結前における解約返戻金額の開示にかかるルールは整備されていない。

(注) 約款には「一定の割合で解約返戻金の水準を低く設定します。」と記載され、しおりに「低解約返戻金型終身保険は、低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金が無配当終身保険と比べて低く抑えられており、無配当終身保険の70%です。」と記載されている。

- 一方で、個別の保険商品にかかる原価や保険数理にかかるノウハウについては、保険会社の競争上の地位等を害するおそれがあり、これらの開示は困難との考え方もある。
- この他、払い込まれた保険料と約定された解約返戻金の比率を表示する等により、保険商品に係る収益率（利回り）を開示することで、保険商品にかかる保険契約者の認識を深められるようにしてはどうかとの意見もあるがどうか。
- 以上の状況を踏まえて、契約者に対する解約返戻金にかかる情報開示や説明について、どのようなものとするべきか。

【現行の解約返戻金にかかる保険契約者等への説明】

交付時期	書類名	記載事項	法令等
募集時	①契約概要 ②注意喚起情報 ③しおり・約款	①②解約返戻金の考え方 (払込保険料累計額を 下回ること、あってもご くわずかであることを 説明) ③解約返戻金の有無、解約 控除の趣旨、保険料と解 約返戻金の推移イメー ジ図	①法 100 条の 2、規則 53 条 1 項 3 号、監督 指針Ⅱ-3-3-2 ②法 100 条の 2、規則 53 条 1 項 3 号、監督 指針Ⅱ-3-3-2 ③なし
責任開始日、 契約日以降	保険証券	解約返戻金額	規則 11 条 3 号、監督指 針Ⅳ-1-10

(注) 上記以外に、解約返戻金額を募集時に提示している保険会社もある。

(参考) 解約返戻金の水準に係る法規制等

法令等	規制内容
商法	存在しない
保険業法	<p>第5条（免許審査基準）</p> <p>四 前条第二項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。</p> <p>ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>ハ その他内閣府令で定める基準</p>
保険業法 施行規則	<p>第10条（保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項）</p> <p>三 返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（以下「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項</p> <p>第12条（保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準）</p> <p>一 契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。</p>
総合的な 監督指針	<p>IV-2-1 逓増定期保険</p> <p>(1) 逓増定期保険については、保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる、例えば、財テク等を主たる目的とする商品内容となっていないか。</p> <p>(2) 各年度における解約返戻金が当該年度の保険金額以下となっているか。</p> <p>IV-5-1 保険料</p> <p>(1) 保険料の算出方法については、充分性や公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか。</p> <p>(2) 保険料については、被保険者群団間及び保険種類間等で、不当な差別的扱いをするものとなっていないか。</p> <p>(3) 予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補正が行われているか。</p> <p>IV-5-2 責任準備金</p> <p>(1) 責任準備金の審査にあたっては、「II-2-1-2 積立方式」に規定する事項について、特に留意することとする。</p> <p>(2) 商品の設計上、契約期間初期の給付を大きくすること若しくは将来の給付を減少させること又は保険料を後払いにすることについては、責任準備金が負値とならないように設定されているか。なお、責任準備金の計算上、負値となる契約に係る責任準備金をゼロとする対応をとる場合においては、財務の健全性確保に関する十分な検討がなされているかに留意する。</p> <p>IV-5-3 契約者価額</p> <p>解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。</p>

(参考) 解約返戻金の開示にかかる法規制等

法令等	規制内容
商法	存在しない
保険業法	<p>第5条（免許審査基準）</p> <p>三 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。</p>
保険業法 施行規則	<p>第11条（事業方法書等の審査基準）</p> <p>三 保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。</p> <p>第53条（業務運営に関する措置）</p> <p>三 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置</p>
総合的な 監督指針	<p>Ⅱ-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集（Ⅱ-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集）</p> <p>(2) 法第300条第1項第1号関係</p> <p>① 保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>イ「契約概要」の項目</p> <p> j. 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項</p> <p>ロ「注意喚起情報」の項目</p> <p> g. 解約と解約返戻金の有無</p> <p>Ⅳ-1-9 保険契約者等（顧客を含む。）への説明事項</p> <p>低解約返戻金型商品、無選択型商品、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントを利用した商品及び転換に類似する取扱い等については、商品内容等を保険契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。</p> <p>マーケット・ヴァリュー・アジャストメント…契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動額を解約返戻金に反映させる仕組み</p> <p>Ⅳ-1-10 解約返戻金の開示方法</p> <p>解約返戻金については、例えば、金額を保険証券等に表示する、計算方法等を約款等に掲載するなど、保険契約者等に明瞭に開示するための措置を講じているか。</p>

4. 「未成年者の死亡保険」について

法制審議会において、他人を被保険者とする死亡保険契約のうち未成年者の死亡保険については、

①モラルリスクへの懸念

②未成年者を被保険者とする死亡保険契約を締結することの必要性に対する疑問

等から、制限をすべきとの意見が出ており、他方、それに反対する意見も出ている。

何らかの制限を設けるとした場合、保険法に設けるべきか、監督法である保険業法の分野において設けるべきか、あるいは実務上の対応を求めるべきか問題となると思われる。

(1) これまでの保険WGにおける意見

これまでの保険WGにおいて、未成年者の死亡保険への対応について、何らかの制限を加えるべきという立場が大勢であり、おおむね次のような意見があった。

①一定年齢以下の未成年者の死亡保険は制限すべき

- 主要国では禁止又は一定の制限を課しており、未成年者、特に16歳未満の死亡保険については禁止すべき。

②一定金額(葬儀費用程度、若しくは、払い込み保険料+慰霊金程度)以上の未成年者の死亡保険は禁止すべき。

- 未成年者を被保険者とする契約については、そのニーズに疑問がある。
- 高額な死亡保険については、何らかの制約を加えるべきだが、例外はあり得るので、子供の収入の何倍かという形で制約を加えるなどはどうか。
- 損保の子供保険は学資という一般のニーズに応えた商品であり、生保の子供保険についても従前の葬式代程度しか付かないという形のものも納得がいく。しかし、生存給付金付定期保険は、本来、子供保険として扱うべきでないのではないか。
- 高度障害の場合に、実需があることが、それに対する高い保険金が払わ

れることの社会的正当性の根拠だとすれば、死亡の場合の実需は葬儀費用程度のものではないか。

- 子供保険や学資保険に期待するのは入学・進学、結婚、けが・病気等までであり、死亡保障に期待はしないのではないか。

③未成年者の死亡保険の引受等が適正に行われるための何らかの措置を加えるべきとの意見

- 契約法で、被保険者の同意が推認できる場合を定めるのが困難であれば、監督法で、同意が推認できる範囲でしか商品認可しないか、団体保険に習い簡便な方法で同意を徴求する手続を考えてはどうか。
- 保険金で一律に制約すると貯蓄型の保険すら売れなくなる。
- 例えば、保険業法100条の2、それを受けた保険業法施行規則の中で、未成年者は生命保険については、いわゆる危険保険金が未成年者の死亡によって生ずる経済的需要を勘案した合理的な範囲内にあることといった基準を設けて監督するということが考えられるのではないか。
- 監督指針の中にモラルリスクが高い契約についての部分があったが、被保険者が未成年者であるということが要素として書き込まれていない。

④業界団体や保険会社の自主的取組に委ねるべきとの意見

- 例えば、子供のころから非常に大きな保険金をかけている人もいるので、子供保険について一律に禁止すべきではなく、保険会社の対応に任せるべきではないか。
- 子供を被保険者とする貯蓄保険というのは我が国では戦前から定着してきた経緯がある。それに合わせて、簡易保険も戦前からかなり多くの子供保険を売ってきている前提がある。そういった前提の中で、業界のこれまでの実績に任せるということをベースにして、規制を加えていくというスタンスでも特段問題はないのではないか。
- 被保険者の金額制限とか保険金制限が我が国に存在しないのは、我が国の子供に対する価値観が低いのではなく、これまで社会問題になってこなかったためではないか。
- 障害保障にはニーズがあるが、高度障害と死亡を分けて、死亡のみ不担保という契約形態という商品を作るのは、現実的に難しい。
- 生命保険文化センターのデータで、加入のある中の4割程度の方は死亡保障があってもよいと思っていることは事実である。

- 生命保険会社は契約者登録制度については、生命保険会社だけではなく、共済も含めた登録制度を構築するなど更なる活用ができないか。
- 保険者側が業績を伸ばすために子供保険を売っているというイメージが強くなりがちだが、冷静に考えてみると、保険契約の当事者の保険者側も逆選択によるコストは当然考慮するということなので、そこを基本的には重視するということは重要ではないか。

3. 更にご議論いただきたい事項

上記意見から考えると、いずれにせよ、未成年者の死亡保険に関しては何らかの対応を行うべきであるとの意見が大勢であり、そうした意見を機械的に類型化すると、

- ア) 一定年齢以下の未成年者の死亡保険を禁止
- イ) 一定金額(葬儀費用程度)以上の未成年者の死亡保険を禁止
- ウ) 未成年者の死亡保険の引受け等が適正に行われるための措置を加える、
- エ) 業界団体や保険会社の自主的取組に委ねる

等に整理される。そこで、未成年者の死亡保険に関して何らかの対応を行うということかどうか。

この場合、上記ア)～エ)について、以下のような検討が必要になる。

ア) について

一定年齢以下の未成年者の死亡保険を禁止することは、モラルリスクを排除することが可能となる。他方、高額でない未成年者の死亡保険を含めて一律に禁止することで、高額でない未成年者の死亡保険についてのニーズや学資保険・貯蓄性商品等に対するニーズをどのように扱うべきかという問題も生じる。このような観点から、どのような対応が可能か。

イ) について

一定金額以上の未成年者の死亡保険を禁止することは、モラルリスクを排除するとともに一定金額以下の未成年者の死亡保険に対するニーズに対応することができると考えられる。

他方、個々の契約ごとに適切な保険金額は区々であると考えられ、一律に適切な一定金額を定めることが可能かという問題や高額であっても一時払い保険に対するニーズをどのように扱うべきかという問題も生じる。このよう

な観点から、どのような対応が可能か。

ウ) について

一般の保険引受け等について設けられている規制に加え、特に未成年者の死亡保険の引受け等が適正に行われるための措置を加えることについてどう考えるか。例えば、以下のような現行規制を基に未成年者の死亡保険の引受けに新たな規制を設けることについてどう考えるか。

(参考) 現行規制

○保険業法施行規則第 11 条

二 保険契約の締結（略）又は商法（略）に規定する指定若しくは変更の手続に関し、（略）に規定する保険契約に係る同意の方式が、被保険者の書面により同意する方式その他これに準じた方式であり、かつ、当該同意の方式が明瞭に定められていること。

（以下略）

○保険業法施行規則第 53 条の 7

保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

エ) について

業界団体等による自主ルールの制定や個社における取組を促すことは可能か。

未成年の死亡保険の募集に関して、例えば、「保険料払込額＋慰霊金」といった程度の保険を含め、幅広い保険商品の提供を行うよう促すことも考えられるか。

5. 「保険募集」について

保険法においては、保険募集に関しては特に定めを置かないこととして法制審議会での議論が進められている。

一方、保険業法においては、既に、

- ① 保険契約の募集・締結時の説明義務
- ② 禁止行為
- ③ 民事効（クーリング・オフ、所属保険会社の損害賠償責任）

等についての規律が定められており、保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チームの「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～（平成18年6月19日）」において、顧客のニーズに合致した商品を選択する機会を保証することが重要との結論を得たところである。

このような経緯を踏まえると、これまでの議論において指摘された論点等については、引き続き検討していくこととしてはどうか。

6. 「保険金支払」について

保険法においては、支払時期に関する規定は、民法における支払期限があるものはその期限後、ないものは請求があった後に遅滞するという規定に準じたものとし、保険金支払いに関して合理的な範囲での調査が必要なものはその調査後という形の規定は置く方向で検討が進められているが、具体的な日数を定める形では規定しない方向である。

また、現行約款の定めにおいては、

- ①生命保険 請求書類を会社に提出した日から5日以内。ただし、5日以内に調査が終わらないときは調査終了時。
- ②損害保険 請求書類を会社に提出した日から30日以内。ただし、30日以内に調査が終わらないときは調査終了時

と通常なっており、保険業法においても、契約の種類、保険事故の内容やその態様、免責事由の内容等により、保険金の支払のための調査に必要な期間が異なること等から、具体的な日数を定めることはしないこととしてはどうか。

ただし、昨今の保険金不払い問題にかんがみ、保険金支払いのあり方を見直すべきではないかとの意見があった。この問題に関しても、5. と同様に、引き続き検討していくこととしてはどうか。

7. 「損害保険会社に対する先取特権」について

保険法においては、保険金請求権等の保険者に対する権利に関する一般的な規律として、保険者の財産に対する一般先取特権については特に定めを置かない方向で検討されている。

歴史的な経緯としては、平成7年の改正では生命保険会社のうち株式会社のみ認められていた先取特権に関する規定が削除された。しかし、平成9年以降相次いだ生命保険会社の経営破たんを受け、さらに、生命保険が一般的に貯蓄的性格を持つ長期保険であり、社会的にも生命に対する保障という重要な役割を果たしていること、再加入が困難であることなどを踏まえ、平成13年に生命保険会社に対する先取特権を規定した。

以上の経緯を踏まえると、現状において損害保険会社に対する先取特権を規定する必要性は乏しいと考えられるのではないか。

8. 「傷害・疾病保険契約に関する規定の創設」について

保険法においては、傷害・疾病保険契約の位置づけに関して以下の検討がなされている。

- ①定額給付方式の傷害・疾病保険契約を新たに保険法に定める。
- ②損害てん補方式の傷害・疾病保険契約については損害保険契約に含める。
- ③疾病・傷害死亡給付については生命保険契約、傷害・疾病保険契約のいずれかに位置づける。

他方、保険業法においては、

- ①損害てん補方式の傷害・疾病保険契約を損害保険契約に含めず、定額給付方式のものとまとめて第三分野保険として規定。
- ②第三分野保険の中に傷害死亡給付を含め、他方、疾病死亡給付については生命保険に含めている。

と規定されており、保険法と保険業法の間で規定に差異が生じることとなる。

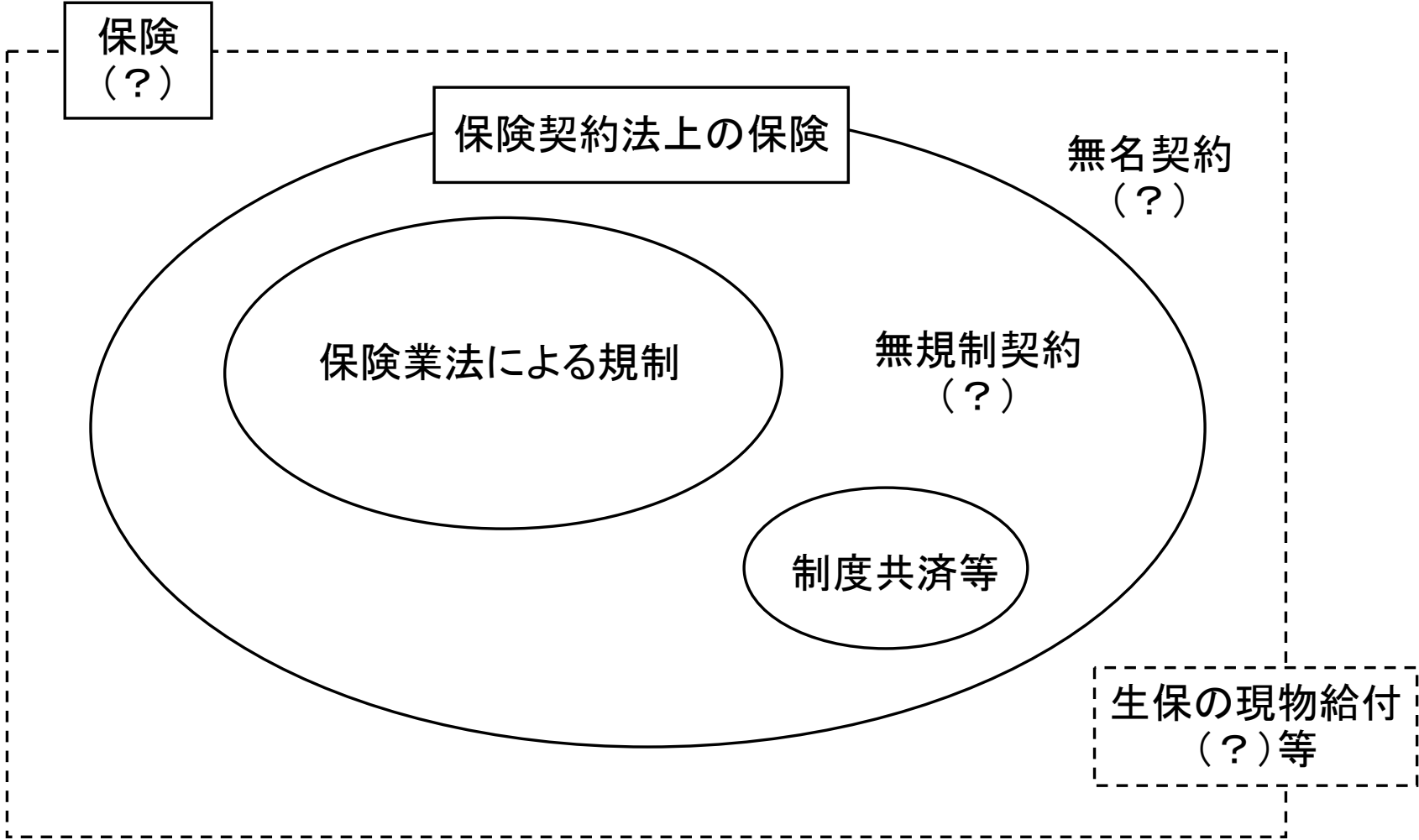
しかし、保険業法上の保険種別の分類は相当程度定着しており、これを変更した場合は混乱が生じることが想定される。そのような状況の中で、技術的な調整はあるにせよ、あえて保険業法の規定を保険法の規定に一致させるべき必然性は見出せないと考えられるがどうか。

保険法において、他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約の死亡給付における被保険者の同意に関して、例外的に不要とすることについての検討がなされている。これは被保険者の同意を書面等によって得ずに販売されている海外旅行傷害保険や家族保険などについても、

- ①保険金受取人を被保険者の相続人に限定するなどすれば被保険者の同意が必要とされる趣旨に反せず、
- ②被保険者の同意を取ることを義務付けると、事務手続きが極めて煩雑になる

との指摘がされていることなどを考慮したものと考えられる。同時に、このような商品に関するモラルリスクの防止が重要な論点として取り上げられているが、その点についてどのように考えるか。

参考図表



(参考資料) 返戻金一覧表

契約の終了事由等	現行の規定		約款	11月28日 法制審資料
被保険者の自殺免責	現行商法第680条第2項	被保険者のために積立てたる金額	責任準備金	保険料積立金
保険金受取人の故意免責	現行商法第680条第2項	被保険者のために積立てたる金額	責任準備金	保険料積立金
保険契約者の故意免責	規定なし		支払なし	支払なし
戦争その他の変乱による免責	現行商法第683条第2項	被保険者のために積立てたる金額	責任準備金	保険料積立金
保険者の破産	現行商法第683条第2項	被保険者のために積立てたる金額	×	保険料積立金
保険者の責任開始前の任意解除	現行商法第683条第2項	被保険者のために積立てたる金額	×	保険料積立金
保険者の責任開始後の任意解除	規定なし		解約返戻金	解約返戻金
危険の増加による解除	現行商法第683条第2項	被保険者のために積立てたる金額	×	保険料積立金
告知義務違反による解除	規定なし		解約返戻金	解約返戻金
重大事由による解除	規定なし		解約返戻金	解約返戻金
保険者の解散	保険業法第177条3項	被保険者のために積み立てた金額、 未経過保険料、払戻積立金	×	規定なし

現行商法上の「被保険者のために積立てたる金額」と保険業法上の「被保険者のために積み立てた金額」の関係については、解釈上議論がある。